

令和6年第12回清瀬市農業委員会議事録

令和6年12月18日午前9時00分から午前9時33分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

1 出席委員	会 長	第10番	松村 俊夫			
	会長職務代理	第12番	小寺 正明			
	第1番	齊藤 正樹		第2番	小寺 一壽	
	第3番	村山 昇		第4番	村野 和博	
	第5番	村野 正明		第6番	森田 庄司	
	第7番	中村 正一		第8番	新井 誠子	
	第9番	村山 孝		第11番	高橋 将則	
	第13番	坂間 和弘		第14番	土屋 俊治	

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 戸野慎吾・石井健・山下航平

4 付議事項

- (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
- (2) 特定農地貸付の承認申請について
- (3) 農地法の届出について〔4条関係〕
- (4) 農地法の届出について〔5条関係〕
- (5) その他

議 長 おはようございます。皆さん定刻になりましたので、令和6年清瀬市第12回の農業委員会を始めたいと思います。本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第8番の新井誠子委員、第13番の坂間和弘委員となっております。よろしくお願いいたします。議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が3年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類となっております。申請は8件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った村野正明委員より 1 件目の報告をお願いいたします。

村野正明委員 1 1 月 2 7 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。申請の農地は 3 カ所に分かれ、2 カ所は牧草のみを栽培し、1 カ所は牧草と一部で里芋を栽培しておりました。牧草の間には一部雑草も見受けられましたが、ロールを作る際に雑草ごとロールするとのことでしたので特に問題はないと思います。

議 長 2 件目土屋委員よりお願いいたします。

土屋委員 1 2 月 6 日に事務局の石井さんと現地調査を行いました。農地は 5 カ所に分かれています。3 カ所は綺麗に耕耘されておりました。1 カ所はハウスがあり、綺麗に耕耘されておりました。1 カ所はねぎ、里芋、ほうれん草、春菊、白菜、大根が栽培されておりました。特に問題ないと思います。

議 長 3 件目村山昇委員と土屋委員よりお願いいたします。

村山昇委員 1 2 月 6 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。農地は 3 カ所あります。1 カ所目はほうれん草、赤かぶなどが栽培されておりました。2 カ所目は里芋、ねぎが栽培されておりました。3 カ所目はじゃがいもが栽培されており、5 割ほどは収穫されておりました。特に問題ないと思います。

土屋委員 1 2 月 6 日に事務局の石井さんと現地調査を行いました。農地は 5 カ所あり、1 カ所は綺麗に耕耘されておりました。2 カ所は大根と人参、1 カ所は人参のみ、1 カ所は白菜のみをそれぞれ栽培しておりました。全体的に管理されており、特に問題ないと思います。

議 長 4 件目村野正明委員よりお願いいたします。

村野正明委員 1 2 月 1 0 日に事務局の石井さんと現地調査を行いました。申請の農地は自宅の裏に広がっており、人参、里芋、ネギ、大根など様々な野菜が生育されておりました。除草等が適切にされており、しっかりと管理されていたため問題ないと思います。

議 長 5 件目と 6 件目村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員 5 件目及び 6 件目は 1 2 月 6 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。5 件目は対象農地が 2 カ所あります。1 カ所はハウスがあり、ハウス内は作付けの準備中でした。もう 1 カ所はナスが栽培されておりました。6 件目は対象農地が 3 カ所あります。1 カ所目及び 2 か所目はハウスが立っておりハウスの中は綺麗に耕耘されておりました。3 カ所目は里芋を栽培しておりました。2 件とも問題ないと思います。

議 長 7 件目村野正明委員よりお願いいたします。

村野正明委員 1 2 月 1 0 日に事務局の石井さんと現地調査を行いました。申請の農地は 2 カ所に分かれ、いずれの農地もきれいに耕耘されており、問題ないと思います。

議 長 8 件目土屋委員と中村委員よりお願いいたします。

土屋委員 1 2 月 6 日に事務局の石井さんと現地調査を行いました。対象農地は 1 カ所でねぎ、大根、じゃがいもを栽培しておりました。特に問題ないと思います。

中村委員 1 2 月 1 0 日に事務局の石井さんと現地調査を行いました。対象農地は 1 カ所で作付されておりませんでした。耕耘されていて綺麗な状態でした。特に問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。

議 長 議案第 2 号、特定農地貸付の承認申請についてを議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは特定農地貸付の承認申請について説明させていただきます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、いわゆる特定農地貸付法に基づく特定農地貸付の承認についてです。この特定農地貸付法では、農地を所有する方または

NPOや企業等の農地を所有していない方でも市民農園を開設することができます。ここで言う市民農園とは、自然とのふれあいや農業への理解など多様な目的で農業者以外の方が自家用の野菜や花等を栽培する貸し農園を指します。

令和6年12月2日、所有者が所有する農地を自らが農園開設者として貸付けをするため、特定農地貸付法第2条第2号第5号（イ）に定める、適正な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を、清瀬市と締結いたしました。

所有者自らが開設する特定農地貸付けは、本市としては初の申請となります。同法についての概要と市民農園の開設方法についてまとめた資料を机上に追加で配布しております。

今回は同法第3条第3項に基づく農業委員会の承認について申請するもので、お配りした「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の概要」の裏面「特定農地貸付けのしくみ」の「2 所有農地で開設する者（農家等）」に該当します。

農業委員会としては周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて当該農地が適切な位置にある等の一定の要件に該当する場合は承認いただくことになります。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った村野正明委員と森田委員より報告をお願いいたします。

村野正明委員 12月16日に森田委員と事務局の保原さん、山下さん、申請者の立会いのもと現地を確認しました。農地の北側は道路、南側と西側は住宅地、東側は他の方が所有する農地となっています。野塩団地や秋津駅に至近であり、市民農園としての条件には問題ないと考えます。

森田委員 12月16日に村野委員と事務局の保原さん、山下さん、申請者の立会いのもと現地を確認しました。市民農園を開設し、農地として活用されれば地域の農業者にとっては歓迎すべきことですが、農園の運営状況については今後も注意していきたいと思えます。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 水のタンクを設置するとのことですが、水道は設置しないのでしょうか。

事務局 水道は設置しますが、利用者の方が勝手に水道を使用できないようにタンクを設置して水を貯め、タンクから貯めた水を利用してもらう予定です。

委 員 わかりました。

議 長 募集等の手続きは本人が行うのでしょうか。

事務局 市民農園の運営会社へ業務委託しており、募集等はその運営会社が行います。

議 長 わかりました。担当地区の委員は農園の状況について注視するようお願いします。他に質問はありますでしょうか。

委 員 特にありません。

議 長 それでは承認させていただきます。

議 長 議案第3号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第7号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。11月12日から12月10日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。

議 長 議案第4号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。
農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は4件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。11月12日から12月10日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等がございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。

議 長 議案第5号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 会議の日程について

①北多摩北部地区農業委員会検討会

令和7年1月23日(木) 午後1時30分より小平市役所で行われます。参加者は私と職務代理と事務局です。

②第3回清瀬市農業まつり実行委員会

令和7年1月27日(月) 午前11時より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

③第1回清瀬市農業委員会

令和7年1月27日(月) 午後4時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

以上が会議の日程でございます。
全体を通して質問等がございますか。

委 員 特にありません。

事務局 事務局はありません。

議 長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第12回
清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

議 長

署名委員（第8番）

署名委員（第13番）